

因島医師会介護老人保健施設ピロードの丘 (介護予防) 短期入所療養介護事業重要事項説明書

1 事業所の概要

名称 因島医師会介護老人保健施設ピロードの丘
所在地 尾道市因島中庄町1955番地
短期入所者定員 概ね7名

2 事業所の職員体制及び職務内容

管理者 1名(常勤)
医師 1名(常勤、管理者兼務)
薬剤師 1名(非常勤)
看護職員 7名以上(常勤)
介護職員 20名以上(常勤)
支援相談員 3名(常勤)
理学療法士 4名(非常勤)
作業療法士 1名(非常勤)
言語聴覚士 1名(非常勤)
管理栄養士 1名(常勤)、1名(非常勤)
介護支援専門員 2名(常勤)、1名(非常勤)
調理員、事務員その他施設の運営に必要な従業者は必要数。

職務内容

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、その業務を事業の責任者に代行させることができる。

医師は、入所者の症状及び心身の状況を把握し、必要な医学的対応を行う。

薬剤師は、入所者に必要な薬剤の管理を行う。

看護職員は、入所者に必要な看護、介護及び日常生活の援助を行う。

介護職員は、入所者に必要な介護及び日常生活の援助を行う。

支援相談員は、入所者及び家族の介護支援を行う。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、入所者の必要に応じて個別的なリハビリテーション等を行う。

管理栄養士は、入所者の栄養管理・栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

介護支援専門員は、入所者の介護支援を行う。

3 事業所の目的及び運営方針

原則として介護保険法の要支援、要介護者を対象に入所サービス、短期入所療養介護サービス(介護予防も含む)を行うことを目的とします。

入所者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は入所者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して、看護、介護、及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活の復帰を目的とします。

事業の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、

総合的なサービスの提供に努めます。

4 サービスの内容

介護保健サービスの内容は次のとおりです。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練及びその他必要な医療
- (3) 療養上の世話
- (4) 健康チェック
- (5) 個別リハビリテーション

5 通常の事業の実施地域

事業の通常実施地域は尾道市因島地区（但し、尾道市因島重井町細島地区を除く）とする。

6 サービス計画・サービス提供の記録等

入所者の心身の特性を踏まえてサービス計画を作成し、入所者に説明の上交付し、計画的にサービスを提供します。

サービスを提供した際には、介護記録等の書面にサービス内容等の必要事項を記入し、2年間はこれを適正に保管します。

7 入所者の負担金

介護保健サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし別に表示します。

その他の費用として居住費、個室の提供に係る追加的費用、日常生活において通常に必要なとなる費用、事務管理費、食費、利用者が選定する特別な食費及び理美容代等は別に定めます。

サービスを提供する際は、予め入所者又は家族に対しそのサービス内容と費用について説明し同意を得ます。

8 サービスの終了

サービス終了を希望する際は1週間前までにお申し出ください。

利用料を3カ月以上滞納した場合や入所者の著しい不信行為があった場合は契約を解除します。

入所者が長期にわたり医療機関等に入院（入所）した場合、介護認定を受けられなかった場合、または亡くなった場合等は自動的に契約を解除します。

9 身体拘束について

入所者又は、他の入所者等の生命若しくは身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及びその他の方法により、入所者の行動を制限しないものとします。

入所者の行動を制限する場合は、入所者及び家族に対し、事前又は事後、速やかに行動を制限する根拠・内容・期間について説明します。

10 緊急時の対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要に応じ応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに家族等に連絡を行います。また、事故の状況及び処置等について記録するとともに、その原因を解明して再発を防ぐための対策を講じます。

1.1 賠償責任

サービスの提供に伴って、施設に事故の責任がある場合、入所者に生じた損害については賠償責任を負います。但し、利用者に故意または過失が認められた場合は、状況を判断し賠償責任を減じることとします。

1.2 サービス内容に関する苦情相談等

相談又は苦情等に対応する常設の窓口

因島医師会介護老人保健施設ビロードの丘

所在地 尾道市因島中庄町1955番地

TEL (0845) 24-1209

担当者 支援相談員

対応時間 午前8:30～午後5:00

- ・円滑に苦情を処理するための体制及び手順

管理者は苦情を受けた場合、内容を文書に整理し因島医師会の担当理事に報告し苦情内容に関係するものに連絡を取り善後策を協議します。結果は文書に整理し利用者に戻し、それを保存します。

- ・行政機関その他苦情受付機関

尾道市南部地域包括支援センター

所在地 尾道市因島中庄町1955番地

TEL (0845) 24-1248

因島福祉保健課福祉係

所在地 尾道市因島土生町7-4

TEL (0845) 26-6029

尾道市福祉保健部高齢者福祉課介護管理係

所在地 尾道市久保1丁目15-1

TEL (0848) 25-7440

広島県国民健康保険団体連合会

所在地 広島市中区東白島町19-49

TEL (082) 554-0783

1.3 非常災害時対策

施設は、消防計画等の防災計画に基づき、定期的に避難・救出等訓練を行う。

1.4 秘密保持について

業務上知り得た入所者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。従業者が退職した後も同様です。

「個人情報使用同意書」に記名捺印して頂いた場合、サービス担当者会議等で個人情報を利用できるものとします。

1 5 協力医療機関

医療機関名称	因島医師会病院
院長名	藤井 温
所在地	広島県尾道市因島中庄町 1962
電話番号	0 8 4 5 - 2 4 - 1 2 1 0
診療科目	内科、外科、整形外科、リハビリ科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、 肛門外科、放射線科、泌尿器科、透析外来、小児科、歯科口腔外科
入院設備	ベッド数 197床
契約の概要	当施設と因島医師会病院とは、入所者に病状の急変があった場合の受入の契約を締結しています。

1 6 協力歯科医療機関

名称	因島歯科医師会
歯科医師名	酒井 清文
所在地	広島県尾道市因島中庄町 2 0 1 1
電話番号	0 8 4 5 - 2 4 - 3 6 4 8
入院設備	無し

1 7 当施設ご利用の際に留意いただく事項

面会	できるだけ面会にお越しく下さい。面会時間（8：30～19：00）を遵守し、面会簿にご記入下さい。宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行先、帰りの予定時間を職員に申し出下さい。
病院・診療所への受診（投薬を含む）	基本的に入所中の他医療機関への受診は、健康保険の給付対象外となります。入所中は無断で医療機関へ受診しない下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は原則禁止です。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
現金等所持品管理	自己責任の下、管理してください。（できるだけお持ちにならないで下さい。）
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

私は、本書面に基づいて因島医師会介護老人保健施設ビロードの丘短期入所療養介護担当者より施設利用契約において重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

説明者 氏名 _____ 印

利用者 氏名 _____ 印

利用者の家族等 氏名 _____ 印